

（名称）

第1条 本団体は、「中部大学ゴルフ部」と称する。

（目的）

第2条 本団体は、ゴルフを通じて以下を実現することを目的とする。

- (1) 学生ゴルフの発展と向上に寄与し、ゴルフ文化の理解と普及に努める。
- (2) 集団活動を通じて部員相互の親睦を深め、和やかな交流を促進する。
- (3) 健康の増進とスポーツマンシップの醸成を図る。
- (4) 技術や競技力の向上を目指し、楽しみながら自己研鑽に励む。
- (5) エチケットやマナーを尊重する心を養い、社会的な品格を高める。

（活動）

第3条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第4条 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 定期部会、臨時部会の開催
- (2) 学内月例会の開催
- (3) 中部学生ゴルフ連盟等の団体が主催する試合等への参加
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第5条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第6条 本団体には、部長、副部長及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

第7条 役員任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。なお、再任は妨げない。また、役員が辞任した場合は、後任者が任期を引き継ぐ。

第8条 部長は本団体を代表し、活動全般を総轄する。また、大学や外部団体との連絡・調整を行い、部活動が円滑に進むようにリードする。

第9条 副部長は部長を補佐し、部員間の連絡や調整役を担う。また、部長不在時には、部長の代理として業務を遂行する。

第10条 会計は会計業務を管理し、帳簿の作成と運営費の会計報告などを行う。

（顧問）

第11条 ゴルフ部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

(会計)

第12条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第13条 会計年度は原則、4月から翌年3月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

(入部及び退部)

第14条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第15条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第16条 第12条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第17条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第18条 ゴルフ部の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第19条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第12条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第20条 この規約に定めるものの他、必要な規則は別に定める。また、規約、学則又は法令のいずれにも定めのない事項については、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

附 則

本規約は、1965年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、2025年4月1日から施行する。